



茨城労働局発表  
平成23年11月25日

担 当	職業安定部職業対策課		
	課長	郡司	隆
	課長補佐	大貫	齊
	電話	029(224)6219	

## 県内における障害者の雇用について

～民間企業に雇用されている障害者の数は前年より8.5%増加～

(民間企業の実雇用率は1.54%)

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は1.8%)以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主などから、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

茨城労働局では、このほど、平成23年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

### 《集計結果の主なポイント》

#### 【民間企業】(法定雇用率1.8%)

- 雇用されている障害者の数(注)は、前年比8.5%(302人)増加し、3,870人(特に知的障害者の数は、前年比18%(129.5人)増加し848.5人)
- 実雇用率は1.54%
- 法定雇用率達成企業の割合は47.6%
- 企業規模別で見ると、500人未満の企業規模の実雇用率(1.39%)は民間企業全体の実雇用率(1.54%)を下回る低い水準(特に56～99人規模の企業については、実雇用率(1.20%)が企業規模別で最も低い状況)
- 法定雇用率未達成企業(626社)のうち1人不足企業(419社)の割合は66.9%

#### 【公的機関等】(同2.1%、都道府県の教育委員会は2.0%)

- 茨城県の機関(知事部局、病院局、企業局、警察本部)は、全ての機関が法定雇用率を達成
- 茨城県教育委員会は、法定雇用率を未達成(実雇用率1.41%)
- 市町村等の機関は、1市を除いて法定雇用率を達成(※11月1日に達成)
- 独立行政法人等の機関は、1機関を除いて法定雇用率を達成

(注) 雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者(短時間労働者以外)については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等（P6～8参照）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

### 1 民間企業における雇用状況

#### （1）雇用されている障害者の数、実雇用率 （別添第1表）

- ① 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）において雇用されている障害者の数は、3,870.0人で、前年より8.5%（302人）増加した（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、3,795.5人となり、前年より6.4%（227.5人）増加となる）。
- ② 雇用者のうち、身体障害者は2,905人、知的障害者は848.5人、精神障害者は116.5人であった。
- ③ 実雇用率は1.54%であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.65%程度となるものと推計される）。  
また、法定雇用率達成企業の割合は47.6%であった。

#### （2）企業規模別の状況 （別添第2表）

- ① 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業で433.5人、100～300人未満規模企業で1179.5人、300～500人未満規模企業で480.0人、500～1000人未満規模企業で491.5人、1000人以上規模企業で1285.5人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.54%）と比較すると  
→1,000人以上規模企業（1.76%）、同500～1,000人未満（1.72%）については上回った。  
→300～500人未満規模企業（1.45%）、同100～300人未満（1.46%）、同56～100人未満（1.20%）については下回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、民間企業全体の達成企業の割合（47.6%）と比較すると、  
→500～1,000人未満企業（51.1%）、同100～300人未満（49.6%）については上回った。  
→1,000人以上規模企業（47.1%）、同300～500人未満（46.5%）、同56～100人未満（45.5%）については下回った。

### (3) 産業別の状況

(別添第3表)

- ① 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が、5.0人、「建設業」が35.0人、「製造業」が1,436.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が7.0人、「情報通信業」が128.0人、「運輸業、郵便業」が208.0人、「卸売業、小売業」が746.0人、「金融業、保険業」が177.5人、「不動産業、物品賃貸業」が23.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が27.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が25.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が80.0人、「教育、学習支援業」が41.0人、「医療、福祉」が565.5人、「複合サービス業」が88.0人、サービス業が277.5人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率(1.54%)と比較すると、「農、林、漁業」(2.17%)、「製造業」(1.73%)、「金融業、保険業」(1.63%)では、それぞれ上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、民間企業全体の達成企業の割合(47.6%)と比較すると、「農・林・漁業」(50.0%)、「建設業」(51.9%)、「製造業」(53.3%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(61.5%)、「教育、学習支援業」(61.1%)「医療・福祉」(54.0%)では、それぞれ上回った。

### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

(別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、66.9%と過半数を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、95.0%を占める)。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、62.5%を占めている。

## 2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より雇用状況について発表を行っている(別添第 5～8 表)が、下表は、そのうち未達成機関を抜粋したものである。

法定雇用率未達成機関	
地方公共団体等	独立行政法人等
茨城県教育委員会	(大学共同) 高エネルギー加速器研究機構

(1) 茨城県の機関 (法定雇用率 2.1%) (別添第 5 表)

茨城県の機関(知事部局・病院局・企業局・警察本部)に在職している障害者の数は 143.5 人、実雇用率は 2.16%であった。

茨城県の機関は全て達成。

(2) 茨城県教育委員会 (法定雇用率 2.0%) (別添第 6 表)

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 235.5 人、実雇用率は 1.41%であった。

(3) 市町村の機関 (法定雇用率 2.1%) (別添第 7 表)

市町村の機関に在職している障害者の数は 521.0 人、実雇用率は 2.33%であった。

57 機関中 56 機関達成。未達成は 1 市のみであったが、平成 23 年 11 月 1 日現在は達成している。

(4) 独立行政法人等 (法定雇用率 2.1%) (別添第 8 表)

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 560.5 人で、実雇用率は、2.36%であった。

18 機関中 17 機関達成。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |       |   |                |                   |       |
|---------------|-------|---|----------------|-------------------|-------|
| ○ 民間企業        | ..... | { | 一般の民間企業        | .....             | 1. 8% |
|               |       |   | (56人以上規模の企業)   |                   |       |
|               |       |   | 特殊法人等          | .....             | 2. 1% |
|               |       |   | {              | 労働者数48人以上規模の特殊法人、 |       |
|               |       |   | 独立行政法人、国立大学法人等 | }                 |       |
| ○ 国、地方公共団体    | ..... |   |                |                   | 2. 1% |
|               |       |   | (48人以上規模の機関)   |                   |       |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | ..... |   |                |                   | 2. 0% |
|               |       |   | (50人以上規模の機関)   |                   |       |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP7参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &^{**} \\
 &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

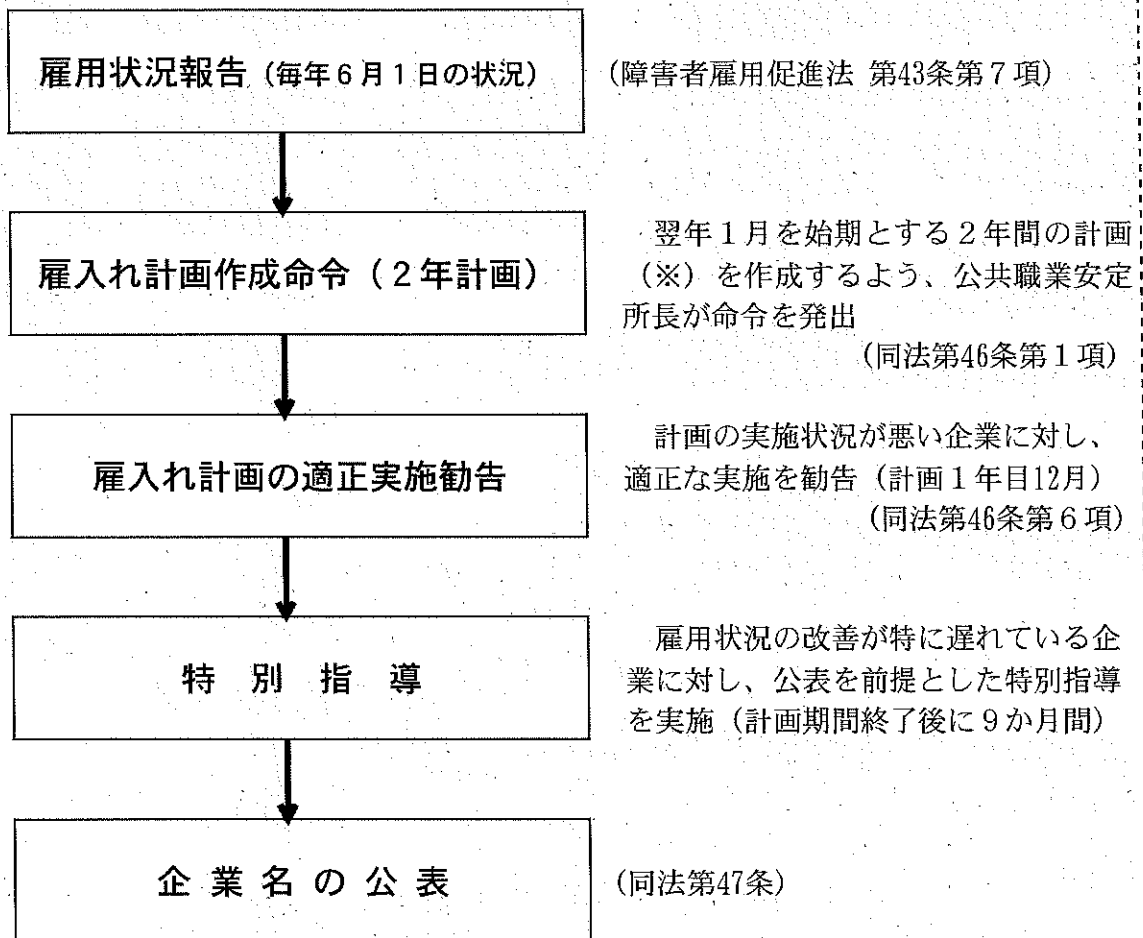
○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%



◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成22年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 302社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 141社
  - \* 「特別指導」の実施 90社
- 雇入れ計画を実施中の企業 1,066社 (22年度末現在)
- 企業名の公表
  - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

## ◎ 障害者雇用維持・拡大のための茨城労働局の取組

- 特定求職者雇用開発助成金の周知と活用促進。
- 障害者の雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に支給する障害者雇用ファースト・ステップ奨励金についての周知。
- 障害者トライアル雇用制度の周知。
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金の周知。
- 知的障害者や精神障害者を対象とした「チャレンジ雇用」の積極的推進等雇用の拡大に向けた取組を行うよう公的機関等への働きかけを実施。
- 特別支援学校の新規学卒予定者の就職支援として、一般の新規学卒予定者と同様、厳しい雇用環境にあることから、採用の拡大及び職場実習の受入れについて企業に働きかけを実施。
- 障害者就職面接会の実施（前期として県内5ヶ所）。
- 公的機関は民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、労働局長等から未達成機関のトップに対する指導。
- 未達成企業等に対する雇用率達成指導。  
特に、①全国平均実雇用率未滿かつ5人以上  
②0人雇用の中小企業、1人不足の企業の指導を強化  
③不足数10人以上の企業の指導を強化

## ◎ 今後の取組

- 未達成企業のうち中小企業を中心とした啓発セミナーの開催。
- 未達成企業のうち中小企業を中心とした福祉施設等見学会の実施。
- 障害者就職面接会の実施（後期）。
- 医療機関と連携した精神障害者等のジョブガイダンス事業の実施。

◎ 都道府県別の実雇用率の状況

	都道府県名	①実雇用率	(対前年同月比)	②法定雇用率 達成企業の割合	(対前年同月比)	③法定雇用率達成企業の数
	全国	1.65	▲ 0.03	45.3	▲ 1.7	34,102 / 75,313
1	北海道	1.73	▲ 0.12	48.7	▲ 4.3	1,339 / 2,749
2	青森	1.67	▲ 0.04	46.8	▲ 2.6	333 / 712
3	岩手	1.77	▲ 0.09	51.6	▲ 1.6	384 / 744
4	宮城	1.60	▲ 0.02	46.0	▲ 1.3	504 / 1,096
5	秋田	1.53	▲ 0.05	50.8	▲ 1.2	289 / 569
6	山形	1.55	▲ 0.03	50.1	▲ 2.4	374 / 746
7	福島	1.59	▲ 0.02	46.8	0.9	487 / 1,040
8	茨城	1.54	▲ 0.06	47.6	▲ 3.4	569 / 1,195
9	栃木	1.58	0.00	49.7	0.5	438 / 881
10	群馬	1.55	▲ 0.07	46.4	▲ 5.2	517 / 1,114
11	埼玉	1.51	▲ 0.08	39.0	▲ 1.4	921 / 2,362
12	千葉	1.57	▲ 0.03	46.1	▲ 3.3	791 / 1,717
13	東京	1.61	▲ 0.02	32.2	▲ 0.8	5,089 / 15,798
14	神奈川	1.56	▲ 0.06	42.4	▲ 3.4	1,544 / 3,640
15	新潟	1.54	▲ 0.03	46.1	▲ 1.4	664 / 1,439
16	富山	1.65	▲ 0.03	54.7	▲ 4.2	467 / 854
17	石川	1.56	▲ 0.06	52.4	▲ 1.5	417 / 796
18	福井	2.19	▲ 0.06	55.1	0.2	313 / 568
19	山梨	1.67	0.00	48.7	▲ 0.9	226 / 464
20	長野	1.82	0.04	57.0	0.1	757 / 1,328
21	岐阜	1.65	▲ 0.08	52.2	▲ 2.1	614 / 1,176
22	静岡	1.61	▲ 0.07	46.0	▲ 3.1	1,044 / 2,268
23	愛知	1.59	▲ 0.04	42.8	▲ 2.0	2,031 / 4,743
24	三重	1.51	0.01	49.4	▲ 0.4	437 / 884
25	滋賀	1.60	▲ 0.09	50.4	▲ 6.1	317 / 629
26	京都	1.78	▲ 0.04	48.1	▲ 1.4	688 / 1,429
27	大阪	1.63	▲ 0.04	43.8	▲ 0.7	2,742 / 6,266
28	兵庫	1.72	▲ 0.09	52.3	▲ 4.3	1,402 / 2,681
29	奈良	2.08	0.00	55.1	▲ 2.0	253 / 459
30	和歌山	1.82	▲ 0.10	58.9	▲ 3.5	268 / 455
31	鳥取	1.78	▲ 0.05	56.4	▲ 3.2	204 / 362
32	島根	1.84	0.01	62.6	▲ 2.0	280 / 447
33	岡山	1.74	▲ 0.12	50.1	▲ 3.8	578 / 1,154
34	広島	1.77	▲ 0.06	49.1	▲ 1.9	885 / 1,802
35	山口	2.24	▲ 0.04	52.8	▲ 2.4	399 / 755
36	徳島	1.67	0.00	55.8	▲ 1.2	198 / 355
37	香川	1.71	▲ 0.03	60.1	1.0	399 / 664
38	愛媛	1.64	▲ 0.05	48.2	▲ 4.3	376 / 780
39	高知	1.88	▲ 0.02	55.5	▲ 3.9	226 / 407
40	福岡	1.63	▲ 0.08	49.1	▲ 2.0	1,387 / 2,823
41	佐賀	2.16	▲ 0.02	68.1	0.1	316 / 464
42	長崎	2.04	▲ 0.04	58.1	▲ 1.6	440 / 757
43	熊本	2.00	0.02	56.5	▲ 2.5	536 / 948
44	大分	2.00	▲ 0.16	59.1	▲ 1.0	377 / 638
45	宮崎	1.94	▲ 0.09	61.1	▲ 8.3	367 / 601
46	鹿児島	1.93	▲ 0.12	61.3	▲ 0.4	538 / 878
47	沖縄	1.80	▲ 0.06	55.8	▲ 0.6	377 / 676

## 障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成23年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

### 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

県内に本社を置く従業員規模56人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,195企業で、雇用されている障害者数は3,870.0人、実雇用率は1.54%、雇用率達成企業の割合は47.6%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

※ 各表の数値の下段は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分 調査日	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数 合計 (K+L+ M)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
			重度身体 障害者	重度身体 障害者 以外	短時間 重度身体 障害者	短時間 重度身体 障害者 以外	重度知的 障害者	重度知的 障害者 以外	短時間 重度知的 障害者	短時間 重度知的 障害者 以外	精神 障害者	短時間 精神 障害者	身体計 (A×2+ B+C+ D×0.5)	知的計 (E×2+ F+G+ H×0.5)	精神計 (I+L× 0.5)				
平成23年6月1日	1,195	251,664	855	1,076	83	72	147	491	25	77	88	57	2,905.0	848.5	116.5	3,870.0	1.54	569	47.6
平成22年6月1日	1,097	222,518	816	1,060	54	-	109	466	35	-	88	30	2,746.0	719.0	103.0	3,568.0	1.60	560	51.0

（注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注2 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

（注3 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

（注4 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分 規模別	年度	企業数	法定雇用 障害者数の 算定の 基礎となる 労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数 合計 (K+L+ M)	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
				重度身体 障害者	重度身体 障害者 以外	短時間 重度身体 障害者	短時間 重度身体 障害者 以外	重度知的 障害者	重度知的 障害者 以外	短時間 重度知的 障害者	短時間 重度知的 障害者 以外	精神 障害者	短時間 精神 障害者	身体計 (A×2+ B+C+ D×0.5)	知的計 (E×2+ F+G+ H×0.5)	精神計 (I+L× 0.5)				
56~ 100人未満	23年	495	36,156.0	83	137	15	9	17	59	2	9	9	5	322.5	99.5	11.5	433.5	1.20	225	45.5
	22年	431	31,574.0	82	137	10	-	8	55	5	-	10	3	311.0	76.0	11.5	398.5	1.26	219	50.8
100~ 300未満	23年	520	80,835.0	243	364	20	24	34	156	13	31	37	16	882.0	252.5	45.0	1,179.5	1.46	258	49.6
	22年	502	74,065.0	250	346	9	-	27	171	20	-	34	17	855.0	245.0	42.5	1,142.5	1.54	259	51.6
300~ 500人未満	23年	99	33,209.0	118	129	14	11	19	36	3	7	12	6	384.5	80.5	15.0	480.0	1.45	46	46.5
	22年	87	28,274.0	94	133	4	-	16	48	4	-	12	2	325.0	84.0	13.0	422.0	1.49	39	44.8
500~ 1000人未満	23年	47	28,523.0	97	147	8	6	30	56	2	8	9	17	352.0	122.0	17.5	491.5	1.72	24	51.1
	22年	46	27,309.0	106	160	8	-	23	40	0	-	13	3	380.0	86.0	14.5	480.5	1.76	25	54.3
1000人 以上	23年	34	72,941.0	314	299	26	22	47	184	5	22	21	13	964.0	294.0	27.5	1,285.5	1.76	16	47.1
	22年	31	61,296.0	284	284	23	-	35	152	6	-	19	5	875.0	228.0	21.5	1,124.5	1.83	18	58.1
合計	23年	1,195	251,664.0	855	1,076	83	72	147	491	25	77	88	57	2,905.0	848.5	116.5	3,870.0	1.54	569	47.6
	22年	1,097	222,518.0	816	1,060	54	-	109	466	35	-	88	30	2,746.0	719.0	103.0	3,568.0	1.60	560	51.0



## 2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

都道府県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.1%）は、算定基礎職員数48人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は143.5人、実雇用率は2.16%、市町村等の通報機関は57機関で、雇用されている障害者数は521.0人、実雇用率は2.33%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.0%）は、算定基礎職員数は50人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、雇用されている障害者数は235.5人、実雇用率は1.41%、不足数は98.5人となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

※ 各表の数値の( )内は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	6,647.5 (6,228.0)	143.5 (134.0)	2.16 (2.15)	0.0 (0.0)	( )内は、平成22年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,370.0	117.0	2.18	0.0	
茨城県病院局	484.0	10.0	2.07	0.0	
茨城県企業局	201.5	4.0	1.99	0.0	
茨城県警察本部	592.0	12.5	2.11	0.0	

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	16,747.0 (14,622.0)	235.5 (236.0)	1.41 (1.61)	98.5 (56.0)	は雇用率未達成機関。 ( )内は、平成22年6月1日現在の数値。

第7表 各市町村等の雇用状況

区分		①	②	③	④	備考
機関名		法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	
計		22,388.0 (21,268.0)	521.0 (512.5)	2.33 (2.41)	2.0 (9.0)	※( )内は、平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。
1	水戸市役所	1,240.0	26.0	2.10	0.0	
2	水戸市教育委員会	280.0	7.0	2.50	0.0	
3	水戸市水道部	122.0	4.0	3.28	0.0	
4	ひたちなか市役所	851.0	19.5	2.29	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	433.0	9.0	2.08	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	247.0	7.0	2.83	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	151.0	3.0	1.99	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	172.0	4.0	2.33	0.0	
9	城里町教育委員会	85.5	1.5	1.75	0.0	
10	東海村役場	417.0	8.0	1.92	0.0	特例認定あり。
11	笠間市役所	772.5	17.0	2.20	0.0	特例認定あり。
12	日立市役所	1,193.5	29.5	2.47	0.0	特例認定あり。
13	筑西市役所	945.0	25.0	2.65	0.0	
14	筑西市教育委員会	155.0	8.0	5.16	0.0	
15	結城市役所	320.0	7.0	2.19	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
16	桜川市役所	507.0	10.0	1.97	0.0	特例認定あり。
17	県西総合病院	129.0	2.0	1.55	0.0	
18	下妻市役所	355.5	9.0	2.53	0.0	
19	下妻市教育委員会	132.0	4.0	3.03	0.0	
20	八千代町役場	153.0	4.0	2.61	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
21	土浦市役所	797.0	19.5	2.45	0.0	特例認定あり。
22	つくば市役所	1,248.0	33.0	2.64	0.0	
23	つくば市教育委員会	177.0	3.0	1.69	0.0	
24	かすみがうら市役所	348.5	8.0	2.30	0.0	
25	かすみがうら市教育委員会	55.0	1.0	1.82	0.0	
26	阿見町役場	287.0	7.0	2.44	0.0	特例認定あり。
27	古河市役所	802.0	17.0	2.12	0.0	
28	古河市教育委員会	173.0	3.0	1.73	0.0	
29	境町役場	194.0	4.0	2.06	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
30	五霞町役場	89.0	2.0	2.25	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
31	常総市役所	497.0	13.0	2.62	0.0	特例認定あり。
32	守谷市役所	464.0	9.0	1.94	0.0	特例認定あり。
33	坂東市役所	440.5	9.0	2.04	0.0	
34	坂東市教育委員会	141.5	4.0	2.83	0.0	

区分 機関名	① 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
35 つくばみらい市役所	263.0	6.0	2.28	0.0	
36 つくばみらい市教育委員会	90.5	1.0	1.10	0.0	
37 石岡市役所	604.0	13.0	2.15	0.0	特例認定あり。
38 小美玉市役所	405.0	11.0	2.72	0.0	特例認定あり。
39 常陸大宮市役所	473.0	11.0	2.33	0.0	特例認定あり。
40 常陸太田市役所	394.0	10.0	2.54	0.0	
41 常陸太田市教育委員会	126.0	3.0	2.38	0.0	
42 大子町役場	215.0	6.0	2.79	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
43 龍ヶ崎市役所	500.5	12.0	2.40	0.0	特例認定あり。
44 取手市役所	558.0	11.0	1.97	0.0	
45 取手市教育委員会	115.0	3.0	2.61	0.0	
46 牛久市役所	362.0	9.0	2.49	0.0	特例認定あり。
47 稲敷市役所	417.0	9.0	2.16	0.0	特例認定あり。
48 利根町役場	152.0	3.0	1.97	0.0	特例認定あり。
49 河内町役場	115.0	3.0	2.61	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
50 美浦村役場	125.0	4.0	3.20	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
51 高萩市役所	260.5	3.0	1.15	2.0	特例認定あり。平成23年11月1日時点で1名採用し、障害者数5人、実雇用率1.93%、不足数0人となった。
52 北茨城市役所	475.0	9.0	1.89	0.0	特例認定あり。
53 鹿嶋市役所	634.0	16.0	2.52	0.0	特例認定あり。
54 潮来市役所	298.5	10.0	3.35	0.0	特例認定あり。
55 神栖市役所	629.0	15.0	2.38	0.0	特例認定あり。
56 行方市役所	380.0	7.0	1.84	0.0	特例認定あり。
57 銚田市役所	421.5	9.0	2.14	0.0	特例認定あり。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。



### 3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数48人以上の機関を対象としたものである。  
報告対象は18機関で、雇用されている障害者数は560.5人、実雇用率は2.36%となっている。  
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

機関名	区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
						■は雇用率未達成機関。
計		23,726.5 (22,079.0)	560.5 (525.5)	2.36 (2.38)	0.5 (2.0)	※( )内は、平成22年6月1日現在の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。
1	(独) 教員研修センター	53.0	2.0	3.77	0.0	
2	(独) 建築研究所	142.0	2.0	1.41	0.0	
3	(独) 国際農林水産業研究センター	307.0	6.0	1.95	0.0	
4	(独) 国立環境研究所	643.5	14.0	2.18	0.0	
5	(独) 産業技術総合研究所	4,557.0	96.5	2.12	0.0	
6	(独) 種苗管理センター	325.5	8.0	2.46	0.0	
7	(独) 森林総合研究所	1,243.0	33.5	2.70	0.0	
8	(独) 土木研究所	586.5	12.0	2.05	0.0	
9	(独) 日本原子力研究開発機構	4,454.0	106.0	2.38	0.0	
10	(独) 農業環境技術研究所	290.0	6.0	2.07	0.0	
11	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構	3,614.5	91.5	2.53	0.0	
12	(独) 農業生物資源研究所	724.0	15.5	2.14	0.0	
13	(独) 物質・材料研究機構	1,146.5	24.0	2.09	0.0	
14	(独) 防災科学技術研究所	249.0	6.0	2.41	0.0	
15	(国) 茨城大学	596.0	16.0	2.68	0.0	
16	(国) 筑波技術大学	151.0	19.0	12.58	0.0	
17	(国) 筑波大学	3,722.0	84.0	2.26	0.0	
18	(大学共同) 高エネルギー加速器研究機構	922.0	18.5	2.01	0.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。